

関係私立学校設置者 様

大阪府教育長

平成 27 年度以後の監査事項の指定等について（通知）

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 3 項の規定により、大阪府知事を所轄庁とする学校法人（同法附則第 2 条第 2 項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第 2 条の 2 第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。）が同法第 14 条第 2 項の規定により大阪府知事に届け出る平成 27 年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）に添付する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書に係る監査事項が平成 28 年大阪府教育長公告第 1 号をもって別添 1 のとおり指定されたので通知します。

また、昭和 54 年大阪府公告第 324 号（私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定）は、平成 28 年 3 月 31 日大阪府公告第 29 号をもって別添 2 のとおり廃止されたので、併せて通知します。

つきましては、会計処理及び計算書類の作成、提出等につきましては、公認会計士等の監査対象法人であるか否かを問わず、下記の事項を十分御留意の上、遺漏のないよう取り計らい願います。ただし、平成 27 年度までの会計年度につきましては、昭和 54 年 12 月 19 日付け教第 2815 号大阪府企画部長通知の事項をご留意願います。

なお、平成 28 年大阪府公告第 26 号をもって、知事の権限に属する大阪府庶務規定（昭和 28 年大阪府訓令第 1 号）第 6 条第 2 項第 1 号に掲げる事務（私立学校に関すること）を、平成 28 年 4 月 1 日から教育長に委任しているため、本通知中「大阪府知事」とあるのは、「大阪府教育長」と読み替えるものとします。

記

1 監査対象法人等について

私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に規定する学校法人（同法第 4 条又は第 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人をいう。）で大阪府知事の所轄に属するものは、同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、毎年度計算書類及び収支予算書を大阪府知事に届け出ること。

また、同法第 14 条第 3 項の規定に基づき計算書類には、大阪府知事の指定する事項に関する公認会計士等の監査報告書を添付すること。

なお、同法第 14 条第 3 項ただし書きの規定により、大阪府知事が監査報告書の添付を免除することができるのは、同法第 9 条に規定する補助金の交付決定額が 1 学校法人当たり 1,000 万円に満たない場合とすること。この場合、当該学校法人は別紙様式による監査報告書の添付免除許可申請書を提出し、大阪府知事の許可を受けなければならないものとすること。

2 監査事項の内容について

平成 28 年大阪府教育長公告第 1 号により指定された平成 27 年度以後の監査事項の具体的な内容は、次のとおりであること。

(1) 資金収支計算書について

ア 資金収支計算は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号。以下同じ。）の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア) 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。

イ 上記アの具体的内容のうち特に留意すべき事項は、次のとおりである。

(ア) 収支の繰上げ又は繰下げを行っていないかどうか。

(イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

(ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

(エ) 収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

ウ 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

エ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 14 条に従っているかどうか。

(注) 資金収支内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

(2) 事業活動収支計算書について

ア 事業活動収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア) 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。

(ウ) 当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 上記アの具体的内容のうち特に留意すべき事項は、次のとおりである。

(ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(ウ) 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。

(エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

(オ) 各収支差額は、正しく計上されているかどうか。

ウ 事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

エ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条に従っているかどうか。

(注) 事業活動収支内訳表については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

(3) 貸借対照表について

ア すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

(ア) 資産の評価は、妥当であるかどうか。

(イ) 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。

イ 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。

ウ 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

エ 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

オ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条及び第 36 条に従っているかどうか。

(4) 収益事業に係る計算書類について

ア 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

イ 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

3 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士等が貴法人と、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 24 条又は第 34 条の 11 に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、著しい利害関係の有無については公認会計士法施行令第 7 条又は第 15 条及び日本公認会計士協会の倫理規則等を参考とすること。

なお、本件通知文は必ず、当該公認会計士等に提示すること。

4 計算書類等の届出について

私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定に基づく計算書類及び収支予算書の大阪府知事への届出については、次のことに留意されたい。

(1) 届出期日について

計算書類の届出期日については、毎年度当該年度の翌年度の 6 月 30 日まで、収支予算書については、毎年度当該年度の 6 月 30 日までとされているので、当該年度の収支予算書と前年度の計算書類は、同時に届け出ること。

なお、収支予算書を届け出た後に、同予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること。

(2) 届出方法等について

ア 計算書類の用紙は、日本工業規格A4判に統一すること。ただし資金収支内訳表、人件費内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

イ 計算書類は、学校法人会計基準の第1号様式から第10号様式(省略できるものを除く。)の順序として(収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第10号様式の後に追加して)公認会計士等の監査報告書(自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。)の後にとじ込み、袋とじとすること。また、袋とじの部分には、公認会計士等と学校法人の代表者(理事長等)の割り印を必要とすること。

なお、収支予算書は計算書類とは別につづること。

ウ 計算書類等の届出の際には、学校法人名及び代表者名(理事長名等)を記入し、職印を押印した大阪府知事あての送付状を添付すること。

なお、送付状には、財務担当理事及び計算書類の作成の直接責任者等(事務長等)の氏名並びに決算及び予算の学校法人理事会等における議決(承認)年月日を付記すること。

(3) 届出については、別に指示することがあるので、その場合はそれに従うこと。

5 「昭和54年度以後の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項の指定等について」の廃止について

「昭和54年度以後の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項の指定等について」(昭和54年12月19日教第2815号大阪府企画部長通知)は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止すること。

添付資料

別添1 平成28年6月3日大阪府教育長公告第1号

別添2 平成28年3月31日大阪府公告第29号

別紙様式 監査報告書の添付免除許可申請書

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課

総務・専各振興グループ 新田 (06-6941-0351 内線 6790)

小中高振興グループ 山崎 (" 内線 4857)

幼稚園振興グループ 多幡 (" 内線 4859)